

(表)

# 申請書(家計急変)記入例

給付金の申請をされる方(父、母又は養育者の方)のお名前等を記入してください。

公的年金(※)を受給している方は記入してください。

(※) 公的年金とは、

- ・遺族年金
- ・障害年金
- ・母子年金
- ・恩給 等をいいます。

第3号様式(第7条関係)

家計急変者用

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町
長岡

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

### 1. 申請・請求者

記入日 令和 3年 5月 ●●日

(フリガナ) 氏名 ナガオカ タロウ 長岡 太郎	性別 男	生年月日 昭和・平成 55年 4月 1日	現住所 長岡市大手通1丁目4-9 電話 0258 (35) 1122
公的年金受給状況 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができる(種類: ●●年金) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類: ) <input type="checkbox"/> 受けることができない	基礎年金番号 年金コード 1234-5678	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況 <input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: ) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類: ) <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。  
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

### 2. 監護等児童

申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	ナガオカ イチロウ 長岡 一郎	子	男	有・無	平成・令和 16年 5月 1日	同居 別居	新潟市中央区新光町4-1
2	ナガオカ ハナコ 長岡 花子	子	女	有・無	平成・令和 21年 6月 1日	同居 別居	
3			男・女	有・無	平成・令和 年 月 日	同居 別居	
4			男・女	有・無	平成・令和 年 月 日	同居 別居	

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。  
※18歳到達最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。  
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

### 3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がある場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無	配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者	新潟 夏子	有・無	扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無	扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の系血族をいいます。

### 4. 申請額・請求額

対象児童数	2 人	申請額・請求額	100,000 円
-------	-----	---------	-----------

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。  
※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合: 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

給付金の対象児童の数を記入してください。  
対象児童の数は「2. 監護等児童」に記入された児童の数となります。

児童の生年月日が平成15年4月2日(障害の状態にある児童の場合は平成13年4月2日)~令和3年3月31日の児童が対象となります。

書ききれない場合は、申請書をもう一枚お使いください。

申請時点で、配偶者及び扶養義務者(※※)と同居されている方は、お名前等を記入してください。

(2. 監護等児童に記入した以外の方を記入してください。)

該当の方がいる場合は、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者用)」の記入が必要となります。

※※ 扶養義務者とは以下の枠囲みされた方が該当します。

- 祖父
- 祖母
- 父母
- 叔父・叔母
- 配偶者
- 申請者
- 兄弟・姉妹
- 子
- 孫
- 甥・姪

(裏)

児童扶養手当の支給要件について、該当する要件にチェックを入れてください。  
※支給要件によっては、別途添付書類が必要となる場合があります。

5. 児童扶養手当の支給要件について、児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。  
※既に、児童扶養手当の支給要件について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input checked="" type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある」とは、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

受け取りを希望する口座情報を記入してください。  
※給付金の申請をされる方の名義の口座に限ります。

6. 受取口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		金融機関コード	支店名	支店コード
長岡●●		●●●●	▲▲町	●●●
分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)		※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 普通 2 当座	0 1 2 3 4 5 6	ナガオカ タロウ		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

必ず、確認してください。

※市処理欄	【添付書類】		
	1、本人確認書類 2、通帳の写し 3、戸籍謄本(認定を受けていない場合) 4、簡易な収入額の申立書(本人用)		
	5、簡易な収入額の申立書(扶養義務者用) 6、簡易な所得額の申立書 7、給与明細書 8、課税証明書 9、年金通知書 10、その他( )		
	審査開始日	審査終了日	審査結果
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	決定・却下
備考			

○必要な添付書類の詳細は、

別途「必要書類チェックリスト」をご覧ください。